

個人13

受 令和 4 年 11 月 22 日
付 午前・午後 2 時 22 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 4 年 11 月 22 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 花井守行

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>2</u>	第3の居場所づくりについて
要 旨	<p>不登校児童生徒が増える中、学校や自宅以外の第3の居場所づくりが急務であるが、当市の現状、今後について以下の項目から質問します。</p> <p>(1) 新設される「こども家庭庁」や国の方針について</p> <p>(2) いわゆるフリースクールや、類似の居場所の現状について</p> <p>(3) 当市の必要性について</p> <p>(4) 今後について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>3</u>	不登校児童生徒の保護者が情報交換できる仕組みや支援について
要 旨	<p>不登校児童生徒の保護者らが、同じ状況である者同士での悩みを相談したり、情報交換のできる場所は当市にはあるのでしょうか。以下の項目から質問します。</p> <p>(1) 情報交換などできる場所等の現状について</p> <p>(2) 市として統一された情報交換の場の周知方法について</p> <p>(3) 今後について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。